

九州電力株主総会決議取消事件の検討

——福岡地裁平成3年5月14日判決について——

高橋 公 忠

I はじめに

本稿では、平成3年5月14日に福岡地方裁判所により下された九州電力株式会社株主総会決議の取消請求訴訟判決⁽¹⁾について検討する。いわゆる総会屋や特殊株主ではなく、市民グループなどが株主総会を「企業の社会的責任」追求の場として利用し、そこでの会社側の対応をめぐって決議取消訴訟が提起された有名な事件にはチッソ事件判決⁽²⁾やブリヂストン事件判決⁽³⁾などがある。本件も原発に反対する市民運動家および住民のグループがその運動の一環として、九州電力株式会社の株主総会に株主として参加し、質問権の行使などの方法で批判運動を展開しようとしたものであるが、入場の際しての不当な取扱いや説明義務違反など総会決議取消の事由があるとして訴えを提起した事件である。論点が多岐にわたり、理論上も実務上も重要な問題を多く含んだ判決といえよう。なお原告側が控訴せず、本件判決は確定した。

II 事実の概要

Xら22名は九州電力株式会社（以下Y）の株主であり、Yの電源開発に歯止めをかけるために意見を述べようとの趣旨のもとに昭和58年6月に設

立された「電源乱開発に反対する九電株主の会（以下株主の会）」の会員であるが、昭和59年6月29日開催のYの第60回定時株主総会に出席し質問を行う意図から、6月25日にXらが代表してYを訪れ、事前質問状を手渡すとともに質問事項の趣旨を説明し、さらに質問に7時間かかる旨の発言をした。また総会前日にXは本件総会に非株主が入場することもあり得るとの発言もしている。Yはこのような事情と、過去にもXらが総会会場でビラを配布したり不規則発言を繰り返すなどしていたことをも考慮し、会社の従業員やガードマンを総会会場周辺に配して入場チェックを行い、ゼッケンの取り外しの要求、手荷物持込み制限や中身の検査をしたほか、他の株主とは異なって口頭による資格確認まで行った。総会では議長の議事整理権に基づきXらの動議提出や不規則発言を規制しながら、事前質問状に対する一括答弁および口頭質問に対する説明をしたのちに、喧騒状態のなかで議案を可決した。

Xらは本件株主総会における決議は以下のように決議方法が法令に違反し、かつ著しく不公正であるとの理由で、第1号議案(利益処分案の承認)および第2号議案(退任監査役に対する慰労金の贈呈)の承認の取消、および不法行為に基づく慰謝料の支払いを求めて訴えを提起した。Xらの主張した決議取消理由は以下のとおりである。(1)不当な所持品検査と入場制限 Xらが言論表現として着用していたゼッケンを取り外すよう、その服装にまで干渉した。また受付で総会通知の提示を求められたほか、氏名、住所、年齢、持株数を質問されるなど厳しい資格確認をされた。Yは代理人として出席しようとした「株主の会」の会員の入場を非株主との理由で拒絶し、場外に放り出した。会場に入る際に手荷物を預けるよう強要し、拒絶者に対しては中身を強引に検査し、カメラを取り上げた。(2)説明義務違反 Xらが総会に先立ち提出した40項目の事前質問についての補足お

よび趣旨説明の申し出を拒絶し、一括答弁でも十分な説明をせず、また3項目については答弁しなかった。その後の口頭でなされたXらの5件の質問に対しても説明を拒否したり、満身に答弁しなかった。(3)議事運営の不公正および決議方法の瑕疵 質問に対する十分な回答もせず、他の株主の提出した「質疑打切り動議」に乗じて質問を封圧した。それに対してXらが提出した「入場チェックに関する説明を求める動議」は無視され、「会計監査人の総会出席を求める動議」は時機に遅れて受理はされたが、趣旨説明も認められないまま即座に否決され、Xら提出のその他の3件の動議はいずれも議長に無視された。さらに議事進行も不可能な怒声の渦巻くなかで審議らしい審議もせず、不明瞭な採決方法により一方的に決議を強行した。

III 判 旨

判決は、一部原告の訴え却下し、その余の原告の請求を棄却した。

1 本案前の主張（原告適格）について

原告適格については、「右株主としての資格は、本件訴えの提起時から口頭弁論終結時（平成3年2月5日）まで有することを要する……。また、商法改正附則（昭和56年6月9日法律第74号）18条1項1号ないし6号において、単位未満株主の共益権が否定され、商法247条1項の株主総会決議取消訴訟提起権が単位未満株主の権利として規定されていないことからすれば、単位株式制度の下で本件決議の取消しを求めるためには、本件口頭弁論終結時まで単位株主であることを要する……。」とし、Xらのうち2名は株主資格を喪失しており、6名は単位株主ではなくなっていたことから原告適格は否定され、その訴えを却下した。

2 不当な所持品検査と入場の制限について

(1) 本件総会への入場者の制限について

(ア) 「非株主や代理人でない者が株主総会に出席して発言したり決議権を行使することは、議事の進行や会議体としての決議の成立に重大な影響を及ぼすおそれがあり、……非株主が本件総会に入場しようとする相当な蓋然性があり、なおかつ、現実にも多数の非株主を含むXらグループがひとかたまりになって入場しようとした状況の下では、Yが入場資格を確認する必要は肯認される。次に、その方法として、議決権行使書用紙の提示を求め、なお、その提示者と議決権行使書用紙名義人との同一性に疑義が生じたときに、提示者に氏名、住所、持株数などを質問して株主本人か否か確認することは、相当なものといえる。議決権行使書用紙を提示しながらも入場を拒否された非株主は、いずれもY株主名義の議決権行使書用紙のみを提示して入場しようとしたものであって、商法239条2項所定の「代理権ヲ証スル書面」を提示したわけではないので、Yがこれらを株主の代理人として扱わなかった点も、不当なものとはいえない。」

(イ) 「商法239条2項は、議決権行使の代理人資格を制限すべき合理的理由がある場合に、定款の規定により、相当と認められる程度の制限を加えることまでも禁止したものではないところ、議決権を行使する代理人の資格を株主に限る旨のY定款の規定は、株主総会が株主以外の第三者によって攪乱されることを防止するのみならず、株式会社の機関である株主総会がその構成員のみによって運営されるべきであるとの会議体としての本則に則った合理的な理由に基づく相当と認められる程度の制限といえることから、株主の議決権行使に不当な制約を生ずる特別な事由がある場合を除いて、有効と解するのが相当である。」とし、他の株主である「株主の会」の会員に議決権の代理行使を委ねることが可能であった以上、本件には不

当な制約を生ずる特別な事情があるとはいえないとした。

(2) 所持品検査等について

(ア) 「ゼッケン着用それ自体一方的で継続的な発言と捉えられかねず、また、ゼッケン着用者が集团的行動をとれば他の株主に対する示威行為にもなりかねず、議事運営に混乱を来す恐れのあることを否定することはできない。……これを外させたことについては、ゼッケン着用者としても適式に発言の機会を得て発言することまでも制約されたわけではないのであるから、不当なものとはいふことができない。」

「株主総会の会場内でみだりに横断幕を張ったり、ゼッケン着用やビラ、チラシの配布行為がなされると、議場の平穏が乱され、円滑な議事進行の妨害となるおそれがあることは否定できない。……秩序ある株主総会の議事を運営すべき立場にあるYがバッグを一時的に預けるよう要請し、これに応じない者については、バッグの中にこれらのものが入っていないことを確認しようとすることは、不当なものとはいえない。」

(イ) 「会場内において不特定の株主が不規則に写真撮影を行うことは、プライバシーの問題から株主相互間の不快感や軋轢の原因となりかねず、議場の平穏を乱すおそれがあるほか、自由な質疑応答の妨げにもなりかねない。」とし、さらに株主に特段の不利益も生じないことを理由に、カメラの持込み禁止は不当ではないとした。

3 説明義務違反について

(1) 事前質問状についての説明義務違反

取締役等の説明義務は、「総会会場において株主から説明を求められて初めて生ずるものである。……事前質問状の提出のみによっては、当該事前質問状記載の質問事項につき取締役等に説明義務は生じないものといわざ

るを得ない。」

(2) 口頭質問についての説明義務違反

(ア) 決議事項と質問との関連性に関して、「仮に報告事項について取締役等の説明義務違反があっても、それによって当該取締役等に過料の制裁が課せられるのは格別（商法498条1項17号ノ2）、説明義務違反という瑕疵がない別の目的事項の決議についてまで、これを理由に決議を取り消すことはできないと解するのが相当である。言い換えると、株主総会決議取消訴訟において、取締役等の説明義務違反が問題となるのは、それを理由として取消しが求められている総会の目的事項である決議事項に関連する質問に限られると解すべきである。」との前提にたって、口頭質問①（玄海原子力発電所建設にともなう協力金について）および口頭質問②（放射能汚染防止のためのヨウ化カリについて）はYの有する原子力発電所とその建設地域との関係に関するものであり、口頭質問③（同和問題に関する役員の決意について）はYの一般的姿勢に関するものであり、また口頭質問④（構築物と株式発行費・社債発行費の償却方法を変更したことが、企業会計原則にいういわゆる継続性の原則に抵触しないか、また当期利益への影響について）は貸借対照表および損益計算書の内容報告についての質問であり、いわゆる報告事項に関する質問であって、これらはいずれも議案と関連がないとした。これに対して口頭質問⑤（利益処分案に計上されている原子力発電工事償却準備金と原価変動調整積立金の増加理由について）は2号議案とは関連がないが、会議の目的たる1号議案に関する質問であり、これのみが説明義務違反の存否が問題となる質問であるとした。

(イ) 「取締役等の説明義務は、合理的な平均的株主が、株主総会の目的事項を理解し決議事項について賛否を決して議決権を行使するにあたり、合理的判断をするのに客観的に必要な範囲において認められるものと解すべ

きである。」との前提にたつて、口頭質問⑤については、「Yにより、一括答弁と口頭質問に対する説明を通じて、前者については、その増加理由の、後者については、質問者が原価変動調整積立金と価格変動準備金とを混同していることを指摘しつつ、原価変動調整積立金の増加理由および価格変動準備金の取崩理由の説明があったものといえる。」と判断した。

4 議事運営の不公正および決議方法の瑕疵について

(1) 質問権の制限について

(ア) 「株主総会の円滑な運営の観点から、あらかじめ質問状の提出のあったものにつき、改めて総会会場における質問を待つことなく説明することは、総会の運営方法の問題として会社に委ねられているところである。……一括答弁による説明の内容が不十分であったり漏れがあった場合には、それを補充する説明を求める質問の機会が与えられ、その質問に対してされた説明を併せて、客観的に合理的な詳しさに達すれば足りるものと解される。」とし、本件の事前質問状に対する一括答弁はそれ自体各事項毎に分けられていた客観的に合理的なものであったし、議長が追加質問等については一括答弁後に受ける旨のべ、現にその機会を与えたので、質問権の制限にはあたらないとした。

(イ) 議長は、「相当な時間をかけて既に報告事項の合理的な理解のために必要な質疑応答がされたと判断したときは、次の目的事項に移行すべく質疑を打ち切ることができるものと解される。」として、本件で議長が質疑を打ち切って決議事項の審議に移行したことは、質問権の不当な制限ではないとした。

(2) 動議取扱いの不公正、不公平さについて

議長は、「議事整理権に基づき株主総会のいかなる段階で株主の発言を許

し、また、発言を禁止するかを決定する権限を有している。……株主総会の公正かつ円滑な運営の観点から、株主が動議を提出するに当たっては、議長が明認することのできる方法により、適式に、その提出を求めなければならないものと解される。」との前提にたつて、「入場チェックに関する説明を求める動議」については議長がその提出を認識し得なかったので受理にいたらなかったほか、「右動議はその性質からして株主総会の多数決による決議になじむものではなく、内容において不適式なものである。」とし、また「質疑の続行を求める動議」「第1号議案の修正を求める動議」「第2号議案の実質的審議を求める動議」についても議長がその提出を明認できなかったほか、Xらは会議冒頭から不規則発言を繰り返し再三にわたつて離着席を繰り返し株主席前方に押しかけるなど、自己の株主としての利益を放棄しているものと評価されてもやむを得ないところがあったと判断された。また「監査特例法による会計監査人の総会出席を求める動議」については、「右動議は株主の議事進行に関する動議（いわゆる手続動議）であり、動議内容が議長の善良なる管理者の注意程度で明白だと判断したときは、直ちにこれを議場にはかることも許されるどころ、……計算書類の会計に関する部分についての会計監査人の意見を聴取したいとの提案趣旨は明らかであつて、動議提出者に提案の趣旨説明をさせることなく採決を諮ったことをもつて、議事進行に不公正があつたとはいえない。」とした。

(3) 決議方法の瑕疵について

「株主総会においては、議案に対する賛成の議決権数が決議に必要な数にたつたことが明白になったときに表決が成立するのであつて、出席株主の明認し得る方法により表決がされれば、必ずしも挙手、起立、投票などの採決方法を取ることまでを要しないと解するのが相当である……」として、本件決議方法に瑕疵はないとした。

IV 問題点の検討

1 総会決議取消訴訟における原告適格

決議取消訴訟の係属中に株主資格を失った者は株主としての原告適格を失う⁽⁴⁾。この場合に判例および通説は取消判決確定時まで株主資格を必要とすると解するが⁽⁵⁾、訴訟要件の一般原則から、株主資格を訴えの提起時から口頭弁論終結時まで有していればよいとする本件判決の立場を支持すべきである⁽⁶⁾と考える。

なお単位未満株主と決議取消権の関係について、本件判決は昭和56年商法改正附則18条1項の規定を根拠として単位未満株主の決議取消権を否定し、単位株式でなくなった時点で原告適格を失うとし、通説の見解に従った⁽⁷⁾。しかし原則として単位未満株主の総会出席権および質問権を否定する立場にたっても、決議内容の瑕疵の場合には手続的瑕疵と異なり単位未満株主の権利にも影響すると考えられるので、この場合には決議取消権を認めることができるもの⁽⁸⁾と考える。この点で単位未満株主の決議取消権を否定する判決の立場には反対である。もっとも本件では手続的瑕疵が問題となったので、判決の結論は是認できる。

2 株主の資格確認手続と会場への持込品の検査

(1) 株主資格の確認

株主総会で議決権を行使できるのは株主またはその代理人であり、これ以外の者が決議に加わった場合には決議取消事由となると解されるので⁽⁹⁾、出席株主の入場資格確認の必要性は当然に是認される。資格確認方法は特に規定されておらず、実務上では通常の場合は総会招集者が出席者の持参した出席票、委任状や議決権行使書用紙の確認の方法により、また名義人

本人か否かについての疑義がある場合にはさらに運転免許証，身分証明書などの提示や氏名，住所，持株数の申告を求めるなどの方法で行っており，本件判決でこの方法を是認した点は肯認できる⁽¹⁰⁾。

(2) 代理人資格を株主に限定する定款規定

株主総会における議決権行使の代理人資格を株主に制限する定款の規定については，これを有効と解するのが判例および通説であり⁽¹¹⁾，本判決もこの見解に従った。その根拠としては，代理人資格を制限すべき合理的な理由がある場合に定款の規定による相当と認められる程度の制限は認められるとの前提にたつて，株主総会が株主以外の第三者によって攪乱されることを防止し会社の利益を保護することを理由とするもの⁽¹²⁾，株主総会がその構成員のみによって運営されるべきであるとの会議体の本則を理由とするもの⁽¹³⁾や，委任状勧誘制度により現実には議決権行使の制約にはなっていないことを理由とするものなどがある。

他方，このような定款による制限は事実上代理行使の機会を奪い，また定款で株式の譲渡制限を定めていない会社では制限有効説のいう目的は実際には達成されないことなどを理由として，このような定款規定は無効であるとの見解がある⁽¹⁴⁾。また譲渡制限の定めのない会社については無効説の立場にたちながらも，譲渡制限の定めのある会社については株主間の人間関係を重視することに合理的な根拠があることを理由に，代理人資格を株主に制限する定款の規定は有効であるとの見解があり⁽¹⁵⁾，私見もこの立場から，他の株主に議決権の代理行使を委ねることが可能であった以上，不当な制約を生ずる特別な事情があったとはいえないとした本件判旨の立場には反対である。ただし本件では代理権を証する書面の提示がなかったことを理由に代理人としての入場が拒否されたのであるから，本件判決の結論には問題はないといえる。

(3) 持込品の検査および制限

本件判旨が、総会での秩序を維持し議事運営の混乱を防止するために必要があれば、総会招集者（会社側）がゼッケンのとりはずしを要求し⁽¹⁶⁾、またハンドマイク、横断幕、ビラ、チラシや危険物などの持込み制限をすることは認められるとの実務上の立場を支持したことには問題がないと思われる⁽¹⁷⁾。なお総会議事の正確な記録と将来の決議訴訟などでの証拠保全の目的からのビデオやテープレコーダーの使用を認めるべきであるとの判例や学説もあるが⁽¹⁸⁾、本件判決ではカメラの持込みについてはプライバシー問題から会場の平穩を乱したり、自由な質疑討論の妨げになるなどの議事運営の混乱を生ずるおそれがあることを理由に、会社側が裁量によってその制限を認めた点は不当でないとするが、この結論は肯認してよいと思われる⁽¹⁹⁾。

3 説明義務違反と決議取消

(1) 事前質問状に対する一括回答の法的性質

株主は総会参与権の一内容として、株主総会において会議の目的たる事項（議題ないし議案）に関して質問する権利を有し、取締役等は商法237条ノ3の規定に基づきこれについて説明をする義務を負うが、株主が書面による事前の質問通知（いわゆる事前質問状）をした場合に、これについての総会での一括説明（いわゆる一括回答）をどのように考えるか、すなわちその法的性質が問題となっている。特にその説明後になされた質問との関係については、以下のように大きく2つに見解が分かれている。

まず、この問題が最初に争われた東京建物事件の第1審判決は、事前質問状に対して、「取締役が一括回答という方法で説明したことが商法237条ノ3の規定に違反するとは認められない」と判示したが⁽²⁰⁾、これは事前質

問状と総会での口頭質問を同視して、一括回答が説明義務の履行に当たると解するものと思われる。学説上も同様の立場に立つものとして、商法237条ノ3の規定の説明義務の履行そのものではないにしても、同条をある程度類推適用することによる説明義務の履行と解する説⁽²¹⁾、説明義務の本来の履行方法でないのはもちろんであるが、事前の一括説明によりその範囲での説明義務は実質上履行されていると解する説⁽²²⁾や、質問状に記載された質問事項に関連する質問が後になされた場合には、それに対する回答と合わせて説明義務の履行としてなされたものと解する説⁽²³⁾があり、これらの立場では株主総会での口頭の質問に応じなくても一括回答によってなされた範囲については説明義務違反はないことになる。

これに反対の立場をとる学説は、取締役等の説明義務は総会において株主から説明を求められて初めて生ずるものであり、事前質問状についての一括回答は商法237条ノ3の規定による説明義務の履行とはいえない⁽²⁴⁾との前提にたつて、株主の提出した質問状の内容を手掛かりにして、取締役が特例法16条1項による報告の追加を自発的にしていると解する説⁽²⁵⁾、営業報告書、貸借対照表、損益計算書の内容を質問状を手掛かりに補足すると解する説⁽²⁶⁾、会社の営業報告等の延長として報告事項に付加して総会で報告するものと解する説⁽²⁷⁾がある。これらの立場では株主総会での口頭の質問に応じないときには原則として説明義務違反になると解され、総会決議取消事由となる⁽²⁸⁾。

私見は、総会で質問をしないかぎり商法237条ノ3の規定に基づく説明義務は発生しないから、一括回答は商法237条ノ3の規定による説明義務の履行ではないとの立場をとる。そして取締役はもともと議題ないし議案の提出者として、その内容の合理的な理解のために株主からの質問がなくても当然に提案理由の説明をすることを要請されている（一般的説明義務ない

しは積極的説明義務) ことを前提として⁽²⁹⁾、一括回答とは、総会で当然に質問の予想されるべき事項について、取締役が一般的説明義務の履行として自発的に行う営業報告の一部ないしは延長であると考え。その結果、取締役が株主総会での口頭の質問に応じないときには当然説明義務違反になると考える。

本件判決では、取締役等の説明義務は総会会場において株主から説明を求められて初めて生ずるものであり、事前の書面による質問通知は調査を要することを理由に説明を拒絶することを制限する効果をもつにすぎず、事前質問状の提出をもって直ちに総会会場における質問と同視することはできないとし、基本的には第2説の立場をとるように見える。すなわち「事前質問状の提出のみによっては、当該事前質問状記載の質問事項につき取締役等に説明義務は生じないものといわざるを得ない。」と判示している⁽³⁰⁾。しかしながらさらに本件判決を検討すると、このような前提にたちながらも、総会の円滑な運営の観点から、予め質問状の提出があったものにつき改めて総会会場における質問を待つことなく説明することは、総会の運営方法の問題として会社に委ねられているとし、一括してする説明が直ちに違法となるものではないとする⁽³¹⁾。そして、「右一括答弁による説明の内容が不十分であったり漏れがあった場合は、それを補充する説明を求める質問の機会が与えられ、その質問に対してされた説明を併せて、客観的に合理的な詳しさに達すれば足りる」との判示をし、口頭の質問前になされた一括回答にわざわざ説明としての意味をもたせているのであるから、直接には東京建物事件の第1審判決の立場にはたたないものの、結果的には第1説と同様の立場にたっていると考えたい⁽³²⁾。

(2) 報告事項についての説明義務違反と決議取消の関係

説明義務の懈怠と決議取消の関係については、説明義務違反はそれ自体

としては決議取消事由にあらず、それを基礎として決議方法が著しく不公正と認められるときに初めて取消事由になるとの見解もみられるが⁽³³⁾、説明義務違反は決議方法の法令違反に当たるから決議取消事由になると解される⁽³⁴⁾。ここで取締役が説明義務を負う範囲は会議の目的たる事項に関する質問にかぎられるが、会議の目的たる事項である議題には決議事項のほか報告事項も含まれるので、株主の質問権はこの報告事項にも及ぶことになる⁽³⁵⁾。本件判決でも、「総会の目的には、決議事項のみならず報告事項も含まれるから、取締役等の説明義務は、右両事項に及ぶ……」として同じ立場をとる。しかしながら、このような報告事項についての説明義務違反は直ちに決議の瑕疵には結びつかないとされ⁽³⁶⁾、本件判決も「仮に報告事項について取締役等の説明義務違反があっても、……説明義務違反という瑕疵がない別の目的事項の決議についてまで、これを理由に決議を取り消すことはできない」と判示するが、基本的には是認できる。これに対して、営業報告書、貸借対照表、損益計算書の報告についての質問は利益処分案の承認決議に関連し、決議に間接的に影響を与えることがあるのではないかという観点から、報告事項に関する質問が別の決議事項に関連する場合に、報告事項についての説明義務違反が決議の効力に影響を与えないかが問題とされてきた⁽³⁷⁾。

株主の質問は議題と相当因果関係的な関連性（いわゆる形式的な議題関連性）をもつ事柄についてのみ認められると解されるのだが、しかし議題によってはこのような前提にたってもその限界は容易に定まらず、相当広範囲にわたって関連性を肯定して説明を義務づけられることになるであろう。すなわち営業報告書の報告、貸借対照表および損益計算書の承認または報告、利益処分案の承認の議題の場合には、その年度の会社業務および財産の状態に関する質問であって議題と無関係なものとされる場合はきわ

めて少ないといわれ、たとえば、会社事業の現況、営業成績の推移、将来の収益の見通しなどについてはもとより、役員交際費の総額、政治献金の額、重要な訴訟の経過などについての質問も、正当な範囲内の質問と認められるのが通常であるとされる⁽³⁸⁾。私見でもこのような範囲までは一般に議題との関連性があり、質問対象に含まれると解するが、たとえばこのような範囲で認められる計算書類の報告に関する質問と利益処分案の承認決議に関する質問とは、相互に密接な関係をもち影響を及ぼし合っているものであることは明らかである。その結果として内容的にはどちらに対する質問かを区別することができないものが多くなるのは当然であると思われる。外見上は報告事項についての質問であっても、実際には決議事項についての判断資料を求める目的での質問があり得るわけである。この意味では報告事項に関する説明が決議事項の判断の前提となったり影響を及ぼしていることを否定することはできないわけであるが、このような質問に対する説明義務違反は決議事項に対する説明義務違反といえるのであろうか⁽³⁹⁾。

そこで判例および通説は、合理的な平均的株主が議案に関しては議決権を行使するにあたり議案の賛否の合理的判断に、また報告に関してはその内容の理解に客観的にみて必要かどうかを基準として決せられるべきであると解して必要性の要件（いわゆる実質的な議題関連性）を加えることで、説明の程度を限定しようとしている。しかし説明義務の趣旨および目的は判例および通説のように狭く解すべきではない⁽⁴⁰⁾。そもそも株主総会は最高意思決定機関として位置づけられているが、現在では単に意思決定のための決議の場としての機能をもつのみでなく、株主が監督是正権を始めとした株主権行使のために必要とされる情報を獲得し、また意見を交換する場としての機能をも担っていると考えられる。そこでの株主の質問権は単

に議決権行使のための補助的役割をもつのみでなく、他の株主権行使のための補助的役割をもつものであるといえる。このように理解すると、たとえば必要性の要件を採用しても株主権行使に必要な範囲での説明を義務づけられることになるので、その限界を狭く画することは容易ではないと思われる。また通説の立場にたったとしても、客観的にみても報告事項と決議事項の双方に必要性を認められるような質問事項についてはどちらの事項としても説明を義務づけられることになり、その範囲を狭く画する結果にはならないであろう。

この問題は質問と議題との相当因果関係的な関連性および客観的な質問の必要性の基準のみでは解決しないであろう。そこで問題解決のための判断基準は、質問者の意図する質問対象ないしは目的が何であるのかという主観的側面にも求める必要があるのではなかろうか。すなわち営業報告書、貸借対照表または損益計算書を理解するためなのか、または利益処分案を理解するために必要なのかを明らかにし、その議題との関係で説明義務の存否を検討する必要があるであろう。もっともそれらの質問対象や目的は明示されているか当然に推認されるものでなければならないと考える。たとえば会社の将来の収益見通し、前期の減価償却方法の変更や準備金の増額などに関する質問は、一般的には営業報告書や貸借対照表の報告に関連し必要性も認められるものであることは明らかである。しかし特に利益処分案についての質問としてその説明を要求された場合には、これに対する説明義務が生ずると解すべきであろう。すなわち報告事項についての説明義務違反が間接的に決議事項の説明義務違反としてその決議の効力に影響を及ぼすのではなく、形式的には報告事項についての質問であっても、実質的には決議事項についての質問として要求しその必要性も両事項について認められているのであるから、その瑕疵が決議取消事由になるものと解すべき

なのである⁽⁴¹⁾。具体的には、報告事項の報告のところで事前質問状に含まれた利益処分案に関する質問に一括回答として説明しているにもかかわらず、それに関連する口頭質問に対してはその場で説明しなかったばかりでなく、後の決議事項の審議に際しても議場の混乱などで説明がなされなかった場合などが考えられるが、この質問は報告のときになされたとしても実質的には利益処分案についての質問であることが客観的に推認されるから、決議事項についての説明義務違反として決議取消事由になるであろう⁽⁴²⁾。

本件判決では質問が総会の目的事項に関連する場合に説明義務が生ずるとの前提から、即座に決議事項と各口頭質問との関連性につき検討するという立場をとっている。しかしまず検討されるべきは各質問は何の議題を対象としているかについてであり、それが決議事項を対象としているときに初めて、両者の相当因果関係性を検討する必要性が生ずることになるのである。このように本件判決には利益処分案を直接の対象とした質問であるかの検討を行わなかった点での論理作業に不備があるといえよう。この視点から本件を検討すると、口頭質問④は利益処分案を直接の対象とした質問として推認し得るし、利益処分案に関連性をもつと解されるが、口頭質問①および⑤は利益処分案との関連性をもつがそれを直接の対象とした質問として推認するのは難しいのではなかろうか⁽⁴³⁾。なお、口頭質問②および③はどちらの要件についても否定されよう。

4 動議無視と決議方法の不公正

(1) 動議の種類と処理方法

株主は総会参与権の一種として、一定の事項について総会の決議を求め旨の意思表示である動議を提出することができる⁽⁴⁴⁾。この動議は議案の

内容に関するもの（実質的動議）と総会の運営すなわち議事進行に関するもの（手続的動議）に分けることができ、前者には議案の修正動議が含まれ、後者には議長不信任の動議、質疑打切の動議、質疑続行の動議、休憩動議、特定株主の退場を求める動議、総会の延期や続行の動議（商法243条）、会計監査人の出席請求の動議（商特法17条2項）、検査役選任の動議（商法238条）、傍聴許可に関する動議や特定物品の持込み許可に関する動議などが含まれる⁽⁴⁵⁾。なお本件判決は問題とされた動議のうち「入場チェックに関する説明を求める動議」について、「その性質からして株主総会の多数決になじむものではなく、内容において不適切なもの」と判示し、動議として決議の対象になり得ないとみているが⁽⁴⁶⁾、商法237条ノ3の説明義務とは別に総会の権限として会議の目的事項に直接関係のない会社の経営や財政などについて、また総会運営や議事進行についての説明を求め得るとの立場から動議の対象となり得ると解する⁽⁴⁷⁾。

そこで問題となるのは、これらの動議を議長はどのように処理すべきかについてである。議案の修正動議などのいわゆる実質的動議については、それが招集通知に掲げられた会議の目的たる事項から一般に予見しうべき範囲における原案の補充または変更であるかぎり、議長は裁量によってこれを無視することは許されず、ただちに決議の対象としなければならないと解されている⁽⁴⁸⁾。その結果、判例および通説ともにこのような議案の修正動議の無視については決議の方法が著しく不公正な場合にあたり、決議取消事由であるとされる⁽⁴⁹⁾。これに対して議事進行に関するいわゆる手続的動議については、議長は議案の修正動議の場合と同様にただちにこれを総会の審議に付す処理方法をとるか⁽⁵⁰⁾、または提出された動議を審議するかどうかをまず総会にはかる処理方法をとるか⁽⁵¹⁾で見解が分かれている。いずれの見解の下でも、議長が動議を無視したならば修正動議の無視の場

合と同様に、決議方法が著しく不公正な場合にあたることになるであろう。ただし議長不信任の動議と延期または続行に関する動議には議長の裁量は認められず総会にはかかる必要があるが、そのほかの一般的な議事進行上の動議は、原則として議長の総会運営の判断を促す意味を有するにすぎず、これを取り上げるかどうかは議長の裁量事項であるとの有力説もあり、この説の下では動議の無視や不当な却下も当然には決議方法の違法には結びつかないという⁽⁵²⁾。私見も基本的にはこの見解を支持するが、議長不信任の動議のほかに、法律上の根拠をもつ延期または続行に関する動議、検査役選任の動議および会計監査人の出席請求の動議も総会での審議が必要であると考え⁽⁵³⁾。なお前述のいずれの立場をとっても議事進行上の動議は一般的に内容も明確であるので、討議を経ることなく採決をすることが許されるものと解され⁽⁵⁴⁾、本件判決が、「会計監査人の出席を求める動議」は議事進行に関する動議（いわゆる手続動議）であり、動議内容を議長の善管注意義務程度で明白であると判断したときは、ただちにこれを議場にはかることも許されるとしたのもこの見解に従ったもので問題はない。しかしながらこれに加えて、動議それ自体および提出株主の発言から提案趣旨は明らかであるという理由から、動議提出者に提案の趣旨説明をさせることなく採決をはかったことに議事運営の不公正はないとした部分は不必要であると思われる⁽⁵⁵⁾。

(2) 動議の提出方法

本件判決では、議長は議事整理権に基づき株主総会のいかなる段階で株主の発言を許し、また、発言を禁止するかを決定する権限を有しているとし、株主の発言は報告事項終了後にするように求めて議事を進行し、途中での動議提出の発言さえ不規則発言として排除しようとした。しかしながら動議は通常開会宣言による総会成立後ならば、その性質上からみて当該

議案の審議に入ったのちに提出が限られるものを除いては、随時提出することができるのが原則であるので⁽⁵⁶⁾、不当にその提出を制限する場合には議事整理権の濫用にあたることになるであろう。本件判決が「会計監査人の出席を求める動議」について、監査役の監査報告後、会計監査人の意見を聴取する段階で同人の出席を求めれば足りるので、総会冒頭での当該動議の提出を受理しなかったことを不公正ではないとした点は動議の性質から考えると正当であるが、動議の種類の確認もしなかった議長の議事運営の不当性の問題は残るであろう。また本件判決では、3件の動議については議長がその提出を明認することのできなかつたことを認定し、さらにXが会議冒頭から不規則発言を繰り返し再三にわたって離着席を繰り返し株主席前方に押しかけ、また質疑打切り動議提出後には舞台前の装飾用花台を乗り越えるなどの行為に及んでおり、このような状況下でのXの言動は「公正かつ円滑に運営されるべき株主総会の会議体としての本則を自ら放擲するものであって、その限りにおいて自己の株主としての利益を放棄しているものと評価されてもやむを得ないところがある」と判示した。しかし動議が提出されるのは大なり小なり混乱した議場においてであるのが普通であり、このような会場の状況の下では議長による直接の認識が困難であったとしても、事務局のものが動議提出者がいるかどうかには注意を払い、もしあればこれを議長に連絡する措置を講じなければならず⁽⁵⁷⁾、本件判決ではこの点で議事運営についての認定が不十分であると思われる。また本件判決が、Xが会議体としての本則を自ら放擲する「過激な」行動を行ったので、自己の株主としての利益を放棄しているものと評価されてもしかたがないとして、株主の権利を否定することを認めているのはゆきすぎと考える⁽⁵⁸⁾。

(3) 表決方法の瑕疵

判例および通説は、総会における表決の方法そのものについては法律上でとくに規定しているわけではないので、出席者の賛否の意思を算定し得る方法ならば挙手、起立、投票などのいずれの方法によってもさしつかえなく、議長が会議体の運営に関する一般的な慣行に従って適当な方法をとればよく、またその場合に出席株主に賛否が明認できればよいので賛否の結果が明らかである以上は精密な賛否の票数の計算は必要ないとされる⁽⁵⁹⁾。本件判決も、大株主4名ほか多数の出席株主が拍手や「意義なし」などの発言によって賛成の意思を表明したことが確認されているのであり、その表決方法に瑕疵はないと認定して通説に従ったのであるが、この点には特に問題はないと思われる。

V 結 び

九州電力株主総会決議取消事件の事実の概要および判旨を紹介した上で、判決の問題点について検討してきたが、訴えを棄却した判決の結論については問題がないと解する。本件判決の論理はその基本において過去の判例および通説の立場を踏襲している点が多いわけであるが、本文で指摘したような論理構成の誤りや矛盾がみられる。また株主総会に対する基本認識があまりに決議の場としての機能ばかりを重視して、情報公開および意見交換の場であり、また経営に対するコントロールの場であるという株主総会の役割や機能を軽視している点が、その論理運びに影響しているといえよう。私見では、株主が株主総会の場において積極的に「企業の社会的責任」追及を行うことも認められると解するが、それでも本件の原告株主等の行動および主張には会社法の原則からして問題が多かったのも事実であ

り、この点についての末永教授の本件判例研究での評価に賛成する⁽⁶⁰⁾。

註

- 1) 福岡地判平3・5・14判時1392号126頁，資料版商事法務87号69頁。
- 2) 最判昭58・6・7民集37巻5号517頁。
- 3) 最判平4・10・29資料版商事法務104号114頁。
- 4) 大判昭8・10・26民集12巻2626頁（設立無効の訴えの場合），東京地判昭37・3・6判タ128号126頁参照。本件判決も同旨。
- 5) 大判昭8・10・26前掲註(4)では，判決時に株主資格を失っていたことを却下の理由とする。谷川久『注釈会社法(4)』193頁（昭45），大隅健一郎＝今井宏『新版会社法論中I』106頁（昭58）参照。
- 6) 東京地判昭37・3・6前掲註(4)，河本一郎「株主総会決議取消訴訟」『新・実務民事訴訟講座7』321頁（昭57），岩原紳作『新版注釈会社法(5)』328頁（昭61）参照。しかし総会決議取消権が株主の監督是正権のひとつであり，判決の効果および利益を受けるのは提訴株主はもとより実質的には会社および株主全体であるとの理由から，当事者の主張および立証が終了した口頭弁論終結時以後まで株主資格を要求する必要性はないものとも考えることもできよう。
- 7) 岩原・前掲註(6)328頁参照。
- 8) これに対して，単位株制度の趣旨に反しないかぎり，改正附則に列挙された権利の行使と不可分または密接な関係にあつて，かつ，この権利を実現するために必要な権利であれば単位未満株主にも認められるとの前提にたつて，総会出席権および質問権を認め，その延長上の権利としての決議取消訴権まで肯定する見解もみられる（末永敏和『会社役員の説明義務』194頁以下（昭61），同「九州電力事件判決の検討」岡山大学法学会雑誌41巻2号176頁参照。反対，森本滋『新版注釈会社法(5)』138頁参照）。私見も同じ前提にたつものであるが，それでも単に議決権を制限された無議決権株主の場合には総会出席権および質問権を理論上肯定することができるのと異なり，限定された権利のみ与えられている単位未満株主の場合にはその利益が損なわれることが事前に明らかであるなどの特別な事情のないかぎりこの条件に合致したとは考えられず，結論として一般的に総会出席権および質問権を認めることは適当ではないと思われる。
- 9) 大判昭5・10・10民集9巻1038頁，最判昭30・10・20民集9巻11号1657頁（裁量棄却された），最判昭43・11・1民集22巻12号2402頁参照。ただしその者の投票のみが無効となり，それを除いても決議が有効に成立しなかった場合に取消事由となるとの説（竹内昭夫『判例商法I』202頁（昭51）参照）もある。本件判決では，そのような者の参加は議事の進行や決議の成立に重大な影響を及ぼすおそれがあるとするに留まり，決議取消事由との関係にまで言及していない。なお株主の議決権行使

- の不当拒否については、甲府地判昭35・6・28新商判集(ニ)556頁下1参照。
- 10) 鈴木竹雄＝竹内『会社法 [新版]』224頁(昭62)、東京弁護士会会社法部『株主総会ガイドライン [改訂増補版]』18頁以下(昭62)、大隅＝今井・前掲註(5)73頁、「株主総会白書1992年版」商事法務1305号84頁以下参照。
 - 11) 最判昭43・11・1前掲註(9)、最判昭51・12・24民集30巻11号1076頁、大隅＝今井・前掲註(5)47頁、鈴木『新版会社法(全訂第3版)』161頁以下(平3)参照。またこのような定款規定を有効としながらも、非株主にも弾力的に権利行使を認めるために、結果の不当な場合に適用を除外する見解や、または逆に結果の適当なときのみ適用を認める見解があり、この場合に会社側が任意的判断で拒否し得るとしたり(鈴木『商法研究III』354頁、北沢正啓『会社法 [第3版]』284頁(平3)参照)、また総会荒らしなどの危険性の有無を基準とするものがある(前田重行「議決権の代理行使」『商法の判例 [第3版]』59頁(昭52))。
 - 12) 本件判決、最判昭43・11・1前掲註(11)、戸田修三「議決権」崎田直次編著『株主の権利』195頁(平3)参照。
 - 13) 本件判決、東京地判昭57・1・26金融商事判例650号33頁参照。
 - 14) 田中誠二『再全訂会社法詳論(上巻)』471頁(昭57)、新山雄三「議決権代理行使資格の株主への限定」岡山大学法学会雑誌36巻3・4号137頁以下、末永「九州電力事件判決の検討」前掲註(8)175頁参照。
 - 15) 菱田政宏『新版注釈会社法(5)』186頁以下、龍田節『会社法(第2版)』155頁(平3)参照。
 - 16) なお本件ではゼッケンは着衣による言論表現である旨の原告側の主張があるが、質問権、意見陳述権や動議提出権により言論の自由が保障されているのであるから、表現手段として使用するためのほかの所持品の場合と区別する必要はないであろう。ただし末永「九州電力事件判決の検討」前掲註(8)170頁では、本件判旨の適式に発言の機会を得て発言することまでも制約されたわけではないとの理由づけは不相当とする。
 - 17) 実務上では、所持品検査および持込み制限をしない会社が72%との調査がある、『株主総会白書1992年版』前掲註(10)86頁以下参照。
 - 18) 大阪地判平2・12・7資料版商事法務83号38頁、東京弁護士会会社法部・前掲註(10)50頁以下、河本「九州電力総会決議取消事件について」商事法務1252号8頁参照。
 - 19) なお、末永「九州電力事件判決の検討」前掲註(8)171頁では、禁止してもやむを得ない状況を認定すべきであったと判旨を批判するが賛成である。また持込み制限に反対の株主は、総会開会後に議長に対して記録機器の持込み目的の正当性を主張して、制限の緩和を要求する(特定物品の持込み許可に関する動議)ことができると解する、森本・前掲註(8)167頁参照。
 - 20) 東京地判昭60・9・24判時1189号126頁。
 - 21) 服部栄三「昭和56年改正商法の意義と今後の展望」代履行リポート80号11頁参照。

- 22) 今井『株主総会の理論』80頁以下(昭62), 坂井隆一「株主総会における説明義務」長崎県立国際経済論集21巻2号75頁参照。
- 23) 神崎克郎「取締役の説明義務」商事法務1060号3頁参照。
- 24) 森本・前掲註(8)155頁参照。
- 25) 河本「最近の株主総会運営の実態を顧みて」商事法務1029号2頁参照。
- 26) 大隅「最近の株主総会について」商事法務1069号16頁参照。
- 27) 豊泉貫太郎「株主総会の傾向とその対応(下)」商事法務1044号22頁参照。なお、末永『会社役員の説明義務』前掲註(8)255頁では、営業報告の一部または延長と表現されるが同趣旨と解する。
- 28) ただしこの立場でも、必要な情報が与えられているときには瑕疵が軽微なものとして、裁量棄却が認められることになるので、いずれの説が問題解決を容易にするのに妥当かという点につきるとのとの反論もある、今井・前掲註(22)81頁参照。
- 29) 今井前掲註(22)64頁, 末永『会社役員の説明義務』前掲註(8)193頁, 森本・前掲註(8)134頁参照。
- 30) 同旨, 東京高判昭61・2・19商事法務1068号48頁, 東京地判平1・9・29判時1189頁126頁参照。
- 31) 同旨, 東京高判昭61・2・19前掲註(30)。
- 32) 東京高判昭61・2・19についての見解であるが, 今井・前掲註(22)83頁, 坂井・前掲註(22)76頁参照。なお, 服部「監査役に対する質問状と取締役の一括回答の適否」商事法務1095号21頁では, 同判決は第2説の立場に含まれると解しており, また, 末永『株主総会の法理』79頁(平3)では, 法的性格については明確でないと解する。
- 33) 鈴木「株主総会の運営に関する諸問題」商事法務925号4頁, 森本・前掲註(8)157頁以下参照。昭和56年改正前商法での判例および学説は, 動議無視の場合と同様に決議方法の著しい不公正の事例として扱ってきた(最判昭58・6・7民集37巻5号517頁, 大阪高判昭42・9・26高民集20巻4号411頁)参照。
- 34) 本件判決, 東京地判昭63・1・28判時1263号3頁, 田中・前掲註(14)456頁, 今井・前掲註(22)76頁, 末永『会社役員の説明義務』前掲註(8)189頁以下, 岩原・前掲註(6)319頁以下, 稲葉威雄『改正会社法』138頁(昭57), 河本『現代会社法[新訂第5版]』329頁(平3)参照。
- 35) 稲葉・前掲註(34)139頁, 今井・前掲註(22)64頁, 末永『会社役員の説明義務』前掲註(8)182頁, 森本・前掲註(8)143頁参照。反対, 吉田昂「新商法下の株主質問権」商事法務981号3頁, 「株主総会ガイドラインをめぐって(2)」(豊泉発言)商事法務1009号29頁以下参照。なお, 議題と客観的に関連する事項, すなわち相当因果関係的に関連する事項についてのみ質問権は及ぶ, 服部「株主総会の議長と取締役等の説明義務」代履行レポート61号7頁参照。
- 36) 稲葉・前掲註(34)139頁, 森本・前掲註(8)158頁, 今井・前掲註(22)76頁, 末永「九州

- 電力事件判決の検討」前掲註(8)171頁参照。ただし、過料の制裁（本件判決参照）や損害賠償責任を負う可能性は残る、鈴木・前掲註(33)4頁参照。
- 37) 稲葉・前掲註(34)139頁，森本・前掲註(8)158頁，末永「九州電力事件の検討」前掲註(8)171頁参照。
- 38) 今井・前掲註(22)66頁以下参照。服部・前掲註(35)8頁でも、会社の業務および財産の状況あるいは会社の経営および財政の実情について株主が一般的に説明を求めることを、計算書類の承認議題について肯定される。また、森本・前掲註(8)149頁では、計算書類の報告については取締役の受託責任ないしは経営責任を明確化させるのに必要な経営の基本理念にかかわる質問に対しても相当の説明が義務づけられ、電力会社の原子力発電問題や金融機関のいわゆるサラ金問題や政治献金に関する基本的態度についての質問も許されるとする。
- 39) 末永「九州電力事件判決の検討」前掲註(8)171頁では、計算書類の記載は利益処分案の内容に関連する可能性があるから、実質的関連性があるかどうかを検討すべきだとしてこれを肯定するようであるが、両者が関連するのは当然であり、この立場では計算書類についての質問はほとんどが同時に利益処分についての質問になり得る点をどのように理解されるのであろうか。
- 40) 最判昭61・9・25商事法務1090号92頁，東京高判昭61・2・19商事法務1068号48頁参照。なお本件判決も、「取締役等の説明義務は、株主総会における決議事項につき、株主が賛否を決するために合理的判断をなすために必要な資料を提供するところにある」と判示し、この立場を踏襲している。この前提にたちながらも、今井・前掲註(22)65頁以下では、議決権行使について参考となるべき事項は、副次的にはその範囲内での取締役・監査役の責任の基礎を明らかにし、これらの者に対する責任追求の要否の判断等の資料に役立ち得るから、説明義務がこれらの株主の権利保護の手段としても認められるとすることは何ら差支えがないとされ、森本・前掲註(8)146頁以下では、計算書類の報告については会社役員の受託責任ないし経営責任を明確化するための質問も許されるとし、それぞれ実質的には説明義務の範囲を広げていると思われる。末永『会社役員の説明義務』前掲註(8)171頁以下では、説明義務の規定の制度趣旨の理解の違いから、議決権の行使に限らず、株主権一般の行使、さらにいえば株主としての利益確保に必要であれば、議題の合理的判断のために必要な事項であり、したがって議題にも関連するものとして、株主はその説明を求め得ると解している。なお、末永・前掲註(32)59頁，62頁以下では、通説の立場は説明義務の範囲を確定することに成功していないと批判され、株主としての利益確保のために必要な事項として、株主として会社にとどまるべきか否かの判断をするための投資判断資料獲得の手段としても利用できるとする。
- 41) 今井「決議の瑕疵」大阪株懇記録470号17頁も同旨と思われる。
- 42) 今井・前掲註(41)16頁。なお、河本・前掲註(10)4頁で、本件判示が前掲今井教授の説と同じ論旨であると解説されている点については、今井教授の見解を前述のように

- 理解するならば、その趣旨が不明となる。
- 43) なお仮に本件判決の論理を前提にした場合には、末永教授の本件判決に対する批判が妥当と思われる、末永「九州電力事件判決の検討」前掲註(8)171頁以下参照。
- 44) 河本・前掲註(34)330頁参照。
- 45) 山口幸五郎「株主総会の議事」大隅編『株主総会』117頁(昭44)、森本・前掲註(8)169頁、河本・前掲註(34)330頁、久保利英明＝中西敏和『会社主導型株主総会のすべて』225頁以下(平3)参照。
- 46) 河本・前掲註(6)5頁参照。
- 47) 末永「九州電力事件判決の検討」前掲註(8)173頁では、その根拠として、「株主総会は、会社の最高機関として、営業をはじめとして会社の諸事情について報告を受ける権限があり(商法283条1項参照)、したがって、取締役に対して説明を求める決議をなし得るのであり(商法230条ノ10参照)、決議が成立した場合、説明義務が生じる」とされる。なお、山口・前掲註(45)116頁参照。反対、大隅＝今井・前掲註(5)76頁、今井・前掲註(22)64頁参照。さらに末永教授は、「会計監査人の出席請求の動議」が手続的動議であるかは疑問であるとされるが、法令に基づく動議であっても性格的には議事進行に関するものと解すべきであろう。
- 48) 森本・前掲註(8)169頁、藤原祥二「総会の運営」商事法務研究会編『新版株主総会ハンドブック』542頁(昭59)参照。ただし、河本・前掲註(34)330頁では、これを審議するか否かをまず総会にはかるべきであるとする。
- 49) 最判昭58・6・7前掲註(35)、大阪高判昭54・9・27判時945号23頁、河本・前掲註(6)316頁、岩原・前掲註(6)322頁参照。
- 50) 藤原・前掲註(48)542頁参照。
- 51) 河本・前掲註(34)330頁参照。
- 52) 議長の議事進行に不満な株主は議長不信任の動議を提出することができ、逆に、議長不信任の動議により株主の総会運営に関する最終決定権が担保されていることを理由とするという(森本・前掲註(8)170頁)。
- 53) 同旨、神崎「株主総会議長の法規心得」代行通信37号4頁参照。
- 54) 東京弁護士会会社法部・前掲註(10)289頁、河本・前掲註(18)8頁参照。
- 55) 河本・前掲註(6)7頁、末永「九州電力事件判決の検討」前掲註(8)173頁も、論理的な不明瞭さを指摘する。
- 56) 山口・前掲註(45)117頁では、議案の修正動議、討議の打切りや続行の動議、検査役選任の動議などが提出時期の制限を受けるとされる。本件での「質疑の続行を求める動議」「第1号議案の修正を求める動議」「第2号議案の実質的審議を求める動議」は提出時期が限られたものであったといえよう。
- 57) 最判昭58・6・7前掲註(35)、河本・前掲註(18)6頁参照。
- 58) 末永「九州電力事件の検討」前掲註(8)174頁では、「過激な行動の理由を一切考慮

することなく」、株主の利益放棄へと短絡させている点で強引な判決と批判している。これに対して、河本・前掲註(68)5頁以下では、「正当な株主権の行使というよりも、株主総会を混乱させ、会社を困らせるための一連の行動の一環ということができ、結局、権利の濫用である」との立場をとるが、Xらがいわゆる社会派株主であることから、総会屋や特殊株主の場合と同様に、このような株主総会を混乱させるという主観的意図まで読み取るのはゆきすぎではなかろうか。

59) 最判昭42・7・25民集21巻6号1669頁、山口・前掲註(45)120頁、菱田・前掲註(15)210頁参照。

60) 末永「九州電力事件の検討」前掲註(8)176頁参照。

1993年1月31日稿